

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380064

研究課題名(和文)文化多様性を包摂した国際人権基準の国内実施に向けた課題と方法

研究課題名(英文)Problems on the Domestic Implementation of Cultural Diversities contained in the International Human Rights Standards

研究代表者

北村 泰三 (Kitamura, Yasuzo)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：30153133

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果として、2017年3月に「文化多様性と国際法 - 人権と開発を視点として」を中央大学出版部より刊行した。本書は、グローバル化に伴うこれらの問題に対処するには、異文化の排斥ではなく、少数民族、先住民族、外国人、難民、LGBT等の多数派により排除されがちな文化的集団を包摂する社会の構築こそが課題であると捉える。その方策を考える鍵となるのが、ユネスコが主唱する文化多様性の尊重と促進である。また本書は、人権と開発という視点から国際法における「文化多様性」の意義を捉えるための書であり、文化多様性の国際法上の意義に関する先駆的研究成果を取りまとめたものである。

研究成果の概要(英文)：This research project produced a book entitled, "Cultural Diversity in International Law- from the perspectives of human rights and development." The book attempts to analyze the significance of cultural diversity in international human rights law and the international law of development. The target of the research relates to the analysis of the UNESCO Convention on Cultural Diversities, and other international human rights treaties concluded by the United Nations and the Council of Europe.

The book is composed of the articles written by thirteen contributors of international and constitutional law. The articles relate to various problems such as the right of equality of the ethnic minority people, indigenous people, the people of LGBTs, the rights of women, and other problems concerning the local implementation of international criminal law in the African countries and etc.

研究分野：国際法 国際人権法

キーワード：国際法 国際人権法 文化多様性 文化多様性条約 文化享有権 ユネスコ グローバル化 開発の国際法

1. 研究開始当初の背景

文化多様性の問題は、現在の国際社会がグローバル化の影響によって複数の異なる文化が対峙し、反発し、または融合する機会が日常的に生じているところから派生している。かつて文化は、主権国家の内側に閉ざされていたので、異なる文化が互いに接触、衝突する機会は限られていた。しかし、グローバル化の影響により人、物、金融(カネ)、サービスそれに情報等の流れが国境を越え、それに乗じて複数の異文化が直接的にふれあう機会が増えてきた。国境を越えて浸透しあう文化は、相互に抵触し、反発し紛争の火種を拡散することになった。

国際法における文化の問題は、1990年代にはアジアの人権観が主張されたように国家間の人権をめぐる価値観の対立の背景として脚光を浴びたことがあった。しかし、今日の問題は、主権国家の内部における多数派を構成する文化的に優位な集団に対して不利な地位におかれている人種的、民族的、性的、その他の諸集団およびそれらの集団に属する個人の「文化を享有する権利」の問題と結びついていることが特徴となっている。1990年代の国際社会における国家間における文化に基づく価値観の衝突が問題であったのに対して(これは文化相対主義の問題)、現代のそれは、主権国家の内部における集団の文化を起因としまたは背景とする紛争とどのように向き合っていくか、すなわち排除か同化か包摂かという選択の問題が中心となっているともいえる。とくに21世紀を迎えてからのアラブ世界と欧米諸国との間に生じた文化の衝突という現象は、テロとそれに対する憎悪の反復によって象徴されるように社会に深刻な亀裂を生じさせた。さらに内戦状況が続くイスラム世界からの大量の難民が安全な避難先を求めてヨーロッパのキリスト教諸国に殺到した結果、文化をめぐる問題は難民受け入れ先の国家においてイスラム文化に対する嫌悪を招くに至っている。そのような状況下で、偏狭かつ非寛容な自文化中心主義的な言動もいちじるしく蔓延している。

他方で、文化の違いにかかわらずそれぞれの民族や人種、性、言語、習慣などに基づく文化は尊重されるべきであるという多文化主義が唱えられてきたが、従来の多文化主義は1国内の人種、少数民族政策として同化主義に対抗する概念として、多文化の融和と共存を図る趣旨であった。今日、自国内における人種、民族問題を抱える各国は、多文化主義に基づく政策をとっている。文化多様性の概念も、多文化主義の概念に似てはいるが、強いて言えば1国の枠を越える国際法上の概念として生成してきた概念であって、グローバル化が進行する時代において国内外のさまざまな問題、特に人権をめぐる問題(紛争)に関連して論じられるようになった。もとよ

り、文化という言葉自体がかなり曖昧な意味で使われており、さらに多様性という言葉もこれを一層複雑にしている。まず、『文化』とは種々の定義が可能であるが、一応「後天的・歴史的に形成された、外面的および内面的な生活様式の体系であり、集団の全員または特定メンバーにより共有されるもの」として捉えられるであろう。さらに『多様性』とは、さまざまな人種、民族、宗教、性、言語などの社会的要素を共通に有する集団が併存し存在している状態を意味している。したがって、文化多様性とは、人が属する社会的諸集団が固有の文化を享有している状態またはその状態が尊重されることを意味している。とくにそれは、一元的または支配的な文化またはそれに基づく価値観の強制や支配によって、不利な状況に追いやられている集団からの異議申立の意味を有しているともいえよう。

以上のような視点から、今日の社会の問題を捉えることによって、国家およびその他の法主体が多数派と少数派、優越的な文化的集団と劣位におかれ差別されやすい立場におかれている集団との間のより公平で、調和のとれた社会の実現を期するためにどのような義務を負っているかを考察する一助とすることができる。このように本書の問題意識の背景には、異なる文化を越える普遍的な価値を追求する上で、基本的な法原則ないし指針があるかどうかを考察するところにある。それぞれの文化に固有な価値観を尊重しつつ、普遍的な価値との調和をどのように確保するかが基本的な関心事である。

文化多様性の法的な意義については、グローバル化の進展とともに、排除されてきたマイノリティ文化の見直しも重要視されるようになってきたが、国際的にも国内的にも文化多様性と人権及び開発との間には密接な関係があるとの理解が定着している。すなわち、少数者、外国人、先住民、性的マイノリティ等の人々の人権は文化的に基づく偏見や環境により排除されているが、国際人権法及び開発国際法は、これらの人々の人権の置かれた状況に照明を与え、社会的な包摂に向けた課題に取り組む必要がある。そうした課題に取り組む際に重要な視座を提供しているのが、ユネスコが採択した文化多様性条約であろう。また、文化多様性の保護は、国連の社会権規約等の国際人権条約の規定にも取り込まれている。

国際社会においても、文化多様性を包摂する人権基準の再定義が求められており、わが国でも女性、性的マイノリティ、移住労働者等の諸権利を文化多様性の保護との関連でどのように再定義し、国内的に実施するかは喫緊の社会的課題となっている。したがって、文化多様性の尊重に配慮して、これらの人々の社会的包摂を実現することが本研究の当初からの関心事である。

2. 研究の目的

現代国際社会においては、国際経済のグローバル化現象が進行するとともに、地域社会の側においては文化破壊が進むことに対して危機感をつのらせ、グローバル化への拒否反応をも引き起こした。こうした現状の下で国際人権法の分野では、法と文化との関係を人権問題として捉えることによって、文化多様性を包摂した国際的人権基準の再定義が試みられてきた。

そこで本研究は、これらの人権基準の再定義に向けた動きと現状を多角的に考察するとともに、それらの国際的人権基準を国内的に実施するための課題と方法を検討することを目的とする。そのため、本研究では、特に国際人権法と国際経済法（又は開発国際法）との相互的な関連性に注目することにより、両分野から文化多様性を包摂した人権基準を国内的に実施する際の問題点について批判を含めて検討することを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、北村泰三（中央大学・法科大学院）が研究の統括を行い、研究協力者として、開発の国際法の研究を行ってきた西海真樹（中央大学・法学部）及び憲法研究者としてフランス憲法の分野からジェンダー法研究を手がけてきた建石真公子（法政大学法学部教授）の参加を得た共同研究である。他に、性的マイノリティや LGBT の権利を研究している谷口洋幸（高岡法科大学・法学部・准教授）と国際経済法及び開発の国際法を研究している小寺智史（西南学院大学・法学部・准教授）が参加している。

本研究の対象としては、ユネスコの文化的表現の多様性の保護に関する条約に見られるような、文化多様性の保護に関する国際法規範の意義を検証することである。そこでまずは文化多様性の国際法的な意義を人権及び開発の国際法の文脈から検討することに力点が置かれている。

研究組織としては、中央大学において従来から組織されている国際関係法研究会の若手メンバーで本テーマに関心のある者の参加も得ることができた。

本研究の一環として、海外の実情調査のために共同研究者及び研究協力者を短期間外国に派遣することができた。

また、海外より、ブライス・ディクソン（クイーンズ大学・教授、イギリス）、チエリー・ルヌー教授（エクス・マルセイユ大学教授）を招聘して、講演会を開催し、質疑応答も交えて意見交換も行った。

4. 研究成果

2017年3月に本共同研究の成果を取りまと

めた形で『文化多様性と国際法』（中央大学出版会、410 ページ）を刊行することができた。本書の狙いは、今日の国際社会において文化多様性の意義を探るとともに、文化多様性を包摂した法の解釈及び運用が求められていること論じることにある。類書のない研究成果として、注目されるものと思われる。

すなわち、今日の国際社会では、人・モノ・カネ・情報のグローバル化が進むとともに、難民・移民の大量流入とテロへの対抗措置として、非寛容な外国人排斥と自民族中心主義が蔓延している。その結果、多文化主義は失敗したとも言われる。しかし、グローバルに伴うこれらの問題に対処するには、異文化の排斥ではなく、少数民族、先住民族、外国人、難民、LGBT 等の多数派により排除されがちな文化的集団を包摂する社会の構築こそが課題であると捉える。その方策を考える鍵となるのが、ユネスコが主唱する文化多様性の尊重と促進である。本書は、人権と開発という視点から国際法における「文化多様性」の意義を捉えるための書である。」

本書は全体を 4 部に分けて構成しており、13 人の筆者により 13 編の論文を収録している。各部の構成及び収録されている論文の筆者と論文題名は、下記の研究発表欄の[図書]の項目に記した通りである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文](計 13 件)

1. Kitamura, Yasuzo, The Influence of the International Covenant on Civil and Political Rights on Prisoners' Rights and Criminal Justice in Contemporary Japan, Japanese Yearbook of International Law Vo. 59, pp.99-155, 2017. 査読有

2. 北村泰三 「ミニ・シンポジウム- 国際人権法における文化多様性の意義とその射程 - 序論：文化多様性の意義」比較法研究 78 号、pp.191-199、2016 年。査読無

3. 北村泰三 「EU 市民権としての居住、移転の自由の一側面 「福祉ツーリズム」批判と欧州司法裁判所の判断をめぐって」法學新報、123 巻 5/6 号、pp.171-206、2016 年。査読無

4. 北村泰三 「難民認定制度の概要と問題点」白門、68 巻 4 号、pp.67-75、2016 年。査読無

5. Kitamura, Yasuzo, Japan's response to the state reporting system under the UN human rights treaties: A critical Analysis from the point of the subsidiarity

principle at a global level, Journal fur Rechtspolitik, Vol. 23, pp.78-93, 2015. 査読有

6. 西海真樹「文化多様性と国際社会の現在」法律時報、日本評論社、pp.15-20、2015年。査読有。

7. Nishiumi, Maki, The Cultural Aspects of Sustainable Development, Japanese Yearbook of International Law, Vol. 57, pp.305-332, 2015. 査読有

8. 建石真公子「外国での代理懐胎における『国際人権規範』と『文化多様性』-ヨーロッパ人権裁判所 Mennesson 対フランス判決における『私生活及び家族生活の尊重』と『公序』」比較法研究 78号, pp. 212-222, 2017年. 査読無

9. 谷口洋幸「国際社会からみた LGBT と労働 : ディーセント・ワークをすべての人に(特集 LGBT 対応の社内設計)」ビジネス法務 17 巻 3 号, pp. 76-80, 2017-03. 査読無

10. 谷口洋幸「ジェンダー視点から読み解く国際法 : 「女性」の「人権」を超えて(特集 ジェンダー法学入門)」法学セミナー61 巻 6 号, pp. 44-48, 2016年。査読無

11. 谷口洋幸「同性間パートナーシップと法制度 : 日本法の現状と課題(シンポジウム法とセクシュアリティ:同性婚の次の課題)」アメリカ法 2015(1), pp. 38-48, 2015年。査読無

12. 小寺智史「文化多様性条約における規範の多重性 : 途上国に対する「特惠待遇」の射程と意義」西南学院大学法学論集 48 巻 3・4 号, pp. 242-216, 2016年。査読無

13. 小寺智史「国際法と国際経済法の関係 : 断片化と統合をめぐるポリティクス」国際法外交雑誌 115 巻 3 号, 257-275, 2016年。査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

1. ミニ・シンポジウム「国際人権法における文化多様性の意義とその射程」比較法学会 2016年6月3日、関西学院大学「序論・文化多様性の意義」北村泰三「文化多様性の尊重を制約するもの」石山文彦「マイノリティに対する教育機会の保障と文化多様性」佐々木亮「外国での代理懐胎における国際人権規範と文化多様性」建石真公子「国連の人権施策における LGBT/SOGI」谷口洋幸

〔図書〕(計 3 件)

1. 北村泰三、西海真樹編著『文化多様性と国際法 人権と開発を視点として』中央大学出版部

本書の内容は、次の通り。

まえがき(p.i-ix)

序 本書の概要, p.xi-xx

目次

第 部 人権と文化多様性

(1) 「国際法・国際人権法における文化多様性」北村泰三(中央大学法科大学院・教授), pp.3-41.

(2) 「文化的権利の保障と文化多様性」稲木徹(華僑大学外国語学院外籍教師), pp.43-72.

(3) 「ヨーロッパ人権条約における多様性の尊重と人種・民族差別の規制 - 差別事由の階層化と「評価の余地」理論を手掛かりとして - 」佐々木亮(跡見学園女子大学マネジメント学部兼任講師), pp.73-97.

第 部 開発、環境と文化多様性

(4) 「文化多様性条約における持続可能な開発」西海真樹(中央大学法学部教授), pp.101-122.

(5) 「公正な国際社会における文化の定位 - Emmanuelle Tourme-Jouannet による「承認の国際法」構想を手掛かりに - 」pp.123-144. 久保庭慧(中央大学法学部助教), pp. 123-144.

(6) 「文化多様性条約における途上国への特惠待遇」小寺智史(西南学院大学法学部准教授), pp. 145-168.

(7) 「国際法における景観概念の近年の発展 文化多様性を支える包括的な概念として」兼頭ゆみ子(中央大学法学部兼任講師), pp. 169-190.

第 部 ジェンダーと文化多様性

(8) 「代理母に関するヨーロッパ人権裁判所判決とフランス法制度 - 生殖補助医療規制における国際共通規範と多様性」建石真公子(法政大学法学部・教授), pp.193-223.

(9) 「LGBT/SOGI の人権と文化多様性」谷口洋幸(高岡法科大学法学部・准教授), pp.225-241.

(10) 「文化多様性の尊重と女性の権利の保護 欧州のイスラム服装規制を例として」高崎理子(中央大学大学院法学研究科博士後期課程), pp.243-271.

第 部 裁判と文化多様性

(11) 「普遍的正義」か「地域的秩序」か? :「国際刑事裁判所(ICC)」と「アフリカ連合(AU)」の対立」妻木信之(中央大学法学部兼任講師), pp.275-300.

(12) 「国内裁判所における国際人権訴訟の可能性 国際的な企業活動に関するアメリカの外国人不法行為法(ATTS)判例を中心に」小沼文彦(東京電機大学理工学部講師), pp.301-327.

(13) 「ヨーロッパ人権条約と英国最高裁判所」ブライス・ディクソン(クイーンズ大学ベルファースト)教授, pp.329-360.

- ・事項索引 pp.362-370
- ・判例索引 pp.371-374

2. 建石真公子「フランスの人権保障の展開における合憲性と条約適合性 - 憲法院とヨーロッパ人権裁判所における人権の憲法化とヨーロッパ化のらせん構造における国民主権と人権-」辻村 みよ子, 糠塚 康江, 建石 真公子, 大津 浩, 曾我部 真裕編『社会変動と人権の現代的保障 (講座 政治・社会の変動と憲法 フランス憲法からの展望 第II巻)』pp. 57-105, 信山社, 2017.

3. 建石真公子「EU 法およびヨーロッパ人権裁判所判決による法形成における「補完性原則」強化と国内議会の役割」『現代統治構造の動態と展望 - 法形成をめぐる政治と法』大沢秀介、川崎政司、木下和郎、上田健介、大林啓吾、見平典、片桐直人、桜井智明、只野雅人、井上武史、建石真公子、江島晶子尚学社, pp.284-309, 2016年.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等
中央大学出版部
<http://www2.chuo-u.ac.jp/up/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

・北村 泰三(Kitamura, Yasuzo)
中央大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 30153133

(2) 研究分担者

・西海 真樹(Nishiumi, Maki)
中央大学・法学部・教授
研究者番号: 50180576

・建石 真公子(Tateishi, Hiroko)
法政大学・法学部・教授
研究者番号 20308795

(3) 連携研究者

・谷口 洋幸(Taniguchi, Hiroyuki)
高岡法科大学・法学部・准教授
研究者番号 90468843

・小寺 智史(Kodeara, Satoshi)
西南学院大学・法学部・准教授
研究者番号 80581743

(4) 研究協力者

・佐々木 亮(Sasaki, Ryo)
跡見学園大学・マネジメント学部・兼任講師, 中央大学大学院法学研究科・博士後期課程

・久保庭 慧(Kuboniwa, Satoshi)
中央大学・法学部・助教、中央大学大学院・法学研究科・博士後期課程